明日香村クリーンセンター運転維持管理業務委託

一 般 仕 様 書

平 成 ２ ７ 年 度

明 日 香 村

第1章　一般事項

（目的）

第１条　本仕様書は、明日香村（以下「発注者」という。）が設置した明日香村クリーンセンター内ごみ焼却施設の運転維持管理業務（以下「委託業務」という。）について、受注者が当該業務を適切に実施することを目的として、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第２条　本委託業務の範囲は、特記仕様書に定める施設及び設備の運転操作・監視・記録・日常的な保守点検・簡易修繕等の運転維持管理業務のうち特記仕様書に定める委託業務時間において行う業務、及びそれらに付随する一切の業務とする。

（委託業務の履行）

第３条　受注者は、業務の公共的使命を十分に認識し、関係法令を遵守すること。

２ 受注者は、契約書、本仕様書、特記仕様書及びその他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に委託業務を履行すること。

３ 受注者は、委託業務の実施において、環境保全及び環境負荷の低減に努めること。

（施設の運転及び維持管理）

第４条　受注者は、施設の運転及び維持管理に当たって、環境関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

２ 受注者は、施設及び設備の機能を十分に発揮できるよう、効率的かつ経済的な運転を行うこと。

３ 第1項及び前項に関して、発注者又は受注者が必要と認める場合は、すみやかに両者による協議を行う。

（安全の確保）

第５条　受注者は、労働安全衛生法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づく作業主任者等を適正に配置し、作業上の安全確保と労働災害の防止に努めること。

（資格者の確保）

第６条　受注者は、特記事項に定める資格者を確保し、必要に応じて配置すること。

（協議）

第７条　本仕様書及び特記仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議を行う。 ただし、明示のない事項であっても、委託業務の履行上、当然必要となる事項については、良識ある判断に基づいて行うこと。

第2章　業務従事者

（業務従事者）

第8条　委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、受注者が直接雇用し、労働基準法に基づき受注者が定める就業規則の適用を受ける正規の常用雇用の被雇用者（以下「従業員」という。）をもって充てること。

2　業務従事者は、総括責任者、技術員で構成する。

3　総括責任者、技術員は、それぞれ特記仕様書に定める条件を満たしていなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第9条　受注者及び業務従事者は、契約が終了するまでの間、当該委託業務の信用を傷つけ、又は発注者の不名誉となる行為をしてはならない。

2　前項に関して、受注者は業務従事者の服装、言葉遣い、接遇等を指導・監督すること。

（守秘義務）

第10条　受注者及び業務従事者は、発注者の許可を得ることなく、委託業務上の秘密及び委託業務の遂行上知り得た秘密を公表又は第三者に漏らしてはならない。本契約の終了後、及び業務従事者が退職した後においても同様とする。

（労務管理）

第11条　受注者は、業務従事者に係る労務管理及び人事管理に関する一切の責任を負うものとする。

2　受注者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法令を遵守し、適正に委託業務を履行すること。

3　受注者は、業務従事者の退職、休職、欠勤、争議行為等によって委託業務の履行に支障が生じないようにしなければならない。

（教育訓練等）

第12条　受注者は、業務従事者に対して、業務の公共的使命について十分認識させ、施設の適正かつ効率的な運転と維持管理を行うために、必要な知識、技能、安全衛生、防災等に関する研修、指導、教育、訓練等を行うこと。

2　受注者は、前項に関する研修を年1回以上実施し、実施後30日以内にその内容を発注者へ報告すること。

3　受注者は、発注者が業務開始前に実施する教育訓練（設備取扱説明等）に、業務従事者全員を受注者の負担で参加させなければならない。業務開始前の教育訓練の期間は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

（総括責任者等の選任）

第13条　受注者は、契約締結後、すみやかに業務従事者の中から総括責任者・技術員を選任し、その氏名・生年月日・住所・経歴（特記仕様書に定める必要な実務経験年数を確認でき

る範囲の職歴を含む。)・資格等を記載した選任届出書に、同届出書に記載された者が受注者に直接常時雇用されていることを証明する書類の写しを添付して、発注者へ提出すること。

2 前項により選任された総括責任者は、発注者の専任とする。

3 契約期間中において、受注者が業務従事者を交替するときは、特記仕様書に定める期間までに発注者に承認を受けること。

(総括責任者等の職務)

第14条 統括責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 委託業務の現場責任者として施設内に常駐し、技術員に対する指揮監督及び一切の事項を処理すること。

(2) 契約書、本仕様書、特記仕様書、その他関係書類により、委託業務の内容を十分に理解し、常に施設及び設備の状況を把握すること。

(3) 委託業務の履行に当たっては、発注者と週1回以上の定例の協議を行うなどして、十分な連絡をとること。

(4) 施設及び設備の機能を把握し、効率的かつ経済的な運転管理を行うこと。

(5) 業務マニュアルの作成・補完を行うこと。

(6) 技術員の現場研修等を実施して、その内容を発注者へ報告すること。

(7) 業務現場の安全衛生の確保及び火災・盗難の防止に努めること。

(8) 災害等の緊急時に、発注者に連絡をとって対処できる連絡体制を維持すること。

(9) 発注者が召集する会議に出席すること。

2 技術員は総括責任者を補佐し、総括責任者が不在のときは、その職務を代行する。

第3章　業務要領

（委託業務計画書）

第15条　受注者は、契約締結後、すみやかに施設及び設備の現地調査を実施し、特記仕様書に定める内容の委託業務計画書及び同計画書の実施に係る運転操作等の手順・方法を定めた業務マニュアルを作成し、発注者の承認を得ること。ただし、発注者が委託業務計画書又は業務マニュアルを変更する必要があると認めたときは、直ちにその内容を変更しなければならない。

2　受注者は、委託業務計画書及び業務マニュアルに従って委託業務を履行すること。ただし、設備の状況等に応じて業務マニュアルの内容を変更する必要がある場合は、すみやかに発注者に報告すること。

3　受注者は、委託業務計画書又は業務マニュアルを変更しようとするときは、発注者の承認を得なければならない。

4　発注者は、受注者が委託業務計画書及び業務マニュアルの作成にあたって、取扱説明書等の必要な書類を開示又は貸与する。

（運転操作）

第16条　受注者は、設備の機能等を十分理解し、委託業務計画書及び業務マニュアルに沿って常に適正かつ効率的な運転操作を行うこと。

2　受注者は、委託業務時間中の運転状況等について、発注者に報告しなければならない。

3　発注者の実施する工事等によって、運転又は維持管理の方法に変更がある場合は、すみやかに発注者と受注者の協議を行う。

（保守点検）

第17条　受注者は、特記仕様書に基づいて保守点検（簡易修繕を含む。）を実施し、その内容を発注者に報告すること。

（簡易修繕等）

第18条　受注者は、施設及び設備の故障、異常又は不具合の箇所を発見したときは、発注者の指示のもと、備付け工具、修繕用原材料等を用いて修繕し、その内容を発注者に報告すること。ただし、事故につながるおそれのある故障等又は設備の改修が必要な故障等を発見したときは、直ちに発注者に連絡し、指示を受けなければならない。

2　受注者は、受注者及び受注者の従業員の故意又は過失により施設、設備、その他建築物等の故障、破損又は事故を発生させた場合、又は発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者へ報告し、受注者の責任においてすみやかに復旧するとともに、生じた損害を賠償しなければならない。

（緊急時の対応）

第19条　受注者は、地震・台風・風水害等の災害及び火災・爆発・公害の発生（以下「緊急事態の発生」という。）に備えて、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければな

らない。
2 受注者は、緊急事態の発生又はその予兆のある時は、予め発注者と受注者で協議し定めた緊急時配備計画に基づいて、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して、適正な措置を講じるとともに、すみやかに発注者へ報告すること。
3 受注者は、施設の火災報知機及び排水処理設備の警報が作動した時には、直ちに警報発生箇所を確認すること。火災を発見した場合は、初期消火活動にあたるとともに、直ちに発注者及び消防署へ連絡すること。
4 受注者は、緊急事態の発生において実施した対応措置の内容について、発注者に文書で報告すること。
5 受注者は、光化学スモッグの発令（注意報以上に限る。）通報を受信した場合は、その指示を受けること。

（提出書類）
第20条 受注者は、契約締結後すみやかに、次の各号に掲げる書類を提出すること。
（1） 着手届
（2） 委託業務計画書
（3） 総括責任者選任届出書
（4） 業務従事者名簿（役職、担当、氏名、生年月日、住所、電話番号等を記入したもの。）
（5） 業務従事者の経歴書
（6） 資格取得者名簿（特記事項に定める資格の取得を証明する書類等の写しを添付したもの。）
（7） 安全衛生管理組織図
（8） 緊急時連絡体制表（第19条第2項に定める緊急時配備計画を含む。）
（9） その他発注者が指定する書類
2 受注者が前項に掲げる書類の記載事項を変更する場合、すみやかに発注者に報告し、必要な書類等を提出しなければならない。

（書類等の整備）
第21条 受注者は、次の各号に掲げる書類等を現場事務所に常備しておくこと。
（1） 本仕様書及び特記仕様書
（2） 委託業務計画書
（3） 業務マニュアル
（4） 第16条第2項に定める報告（業務日誌）の写し
（5） 第17条に定める報告（日常巡視点検記録）の写し
（6） 第18条に定める報告（修繕報告書）の写し
（7） 安全衛生管理組織図
（8） 緊急時連絡体制表（第19条第2項に定める緊急時配備計画を含む。）
（9） その他必要な書類

（業務従事者の服務）
第22条 受注者は、発注者の職員と明確に区別できる統一した清潔な作業服、作業上義務づ

けられた安全用具、ヘルメット、安全靴などを業務従事者に着用させなければならない。
2 業務従事者の作業服は、社章・氏名を作業に支障のない方法で表示したものとすること。
3 受注者は、中央制御室の所定の場所に当日勤務する業務従事者の氏名を掲示すること。
4 業務従事者以外の従業員が施設に入場するときは、受注者の従業員であることが識別できるよう、社名及び氏名を明示した名札等を着用すること。
5 施設においては、発注者が指定した喫煙場所以外で喫煙してはならない。

（業務の報告）
第23条 業務の報告は、口頭による連絡以外に、連絡書、業務日誌、日常巡視点検記録、修繕報告書等に必要事項を記入して報告すること。

第4章 管理・費用の範囲

（支給する物件）

第24条 発注者は、委託業務の履行に必要な範囲において、次の各号に掲げる物件を受注者に支給する。

（1） 電気、ガス、水道等の光熱水類
（2） 排ガス、飛灰、排水等の処理に係る薬品類
（3） オイル、グリース等の油脂類
（4） 修繕用の原材料及び塗料
（5） 鋼材、交換部品等の消耗品
（6） 掃除用具、ウェス等の清掃用品
（7） 記録紙、インク等の記録計用消耗品
（8） その他発注者が必要と認めたもの

2 受注者は、前項に定める物件のうち、（2）（3）（4）（5）（7）については、その使用状況等を報告し、不足の生じることのないよう発注者に発注依頼を行うこと。

（貸与する物件）

第25条 発注者は、委託業務の履行に必要な範囲において、次の各号に掲げる物件を受注者に貸与する。

（1） 施設内電話設備
（2） 保守点検用具
（3） 備付け工具類
（4） 工作用機械
（5） 完成図書（機器取扱説明書、施設及び設備に関する図面、配置図、系統図等）
（6） 消火器等の消防設備
（7） その他発注者が必要と認めたもの

2 受注者は、前項に定める物件のうち、発注者が必要と認めるものについては、その使用状況等を報告しなければならない。

3 受注者は、前項に定める物件の整理整頓に努め、故意又は過失により紛失、破損、汚損等したときは、受注者の責任において補充又は現状復旧しなければならない。

（事務所等の使用）

第26条 発注者は、委託業務の履行に必要な範囲において、施設内の次の各号に掲げる設備の使用を受注者に許可する。

（1） 事務室（発注者が指定するものに限る。）
（2） 更衣室（発注者が指定するものに限る。）
（3） 休憩室（発注者が指定するものに限る。）
（4） 浴場、トイレ、洗濯場
（5） 駐車場及び駐輪場（発注者が指定する箇所に限る。）
（6） その他必要な設備

2 受注者は、前項に定める設備の整理整頓に努め、故意又は過失により破損、汚損等したときは、受注者の責任において現状復旧しなければならない。

（受注者の費用負担）

第27条 受注者が負担する費用及び物件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 業務従事者の給与、手当、福利厚生費等の人件費

（2） 業務従事者に支給する作業服、作業靴（安全靴を含む。）、ヘルメット、防塵・防毒マスク等の安全用具類の物件費

（3） 業務従事者の使用する生活用具類（洗濯機、冷蔵庫、ロッカー、下足箱等）の物件費

（4） 業務に必要な外線電話の設備及び維持費（ただし、第19条に定める緊急事態の発生時における発注者及び消防、警察等の関係機関との連絡については、施設の電話を使用できることとする。）

（5） パソコン、コピー機、印刷機、FAXなど、業務に必要な事務用備品の設備及び維持費

（6） 業務に必要な事務用消耗品、通信運搬費、什器

（7） 業務従事者の浴室及び洗濯等に使用する石鹸、洗剤類

（8） 発注者が支給又は貸与する物件以外で、業務に必要な費用

（契約終了に伴う措置）

第28条 受注者は、委託業務に係る契約が終了したときは、新たな受注者が委託業務を円滑に行えるよう、確実に引継ぎを行わなければならない。

2 受注者は、発注者が必要と認める期間内において、新たな受注者の教育訓練に対して、委託業務に支障のない範囲で協力しなければならない。

明日香村クリーンセンター運転維持管理業務委託

特 記 仕 様 書

平 成 ２ ７ 年 度

明 日 香 村

第1章 業務の概要

（業務の概要）

第1条 業務の概要は、次のとおりである。

（1） 業務の名称 明日香村クリーンセンター運転維持管理業務委託

（2） 委託場所 奈良県高市郡明日香村大字畑678

（3） 業務期間 平成27年5月1日から平成30年3月31日まで

（4） 施設及び設備の概要 別紙1のとおり

（委託業務時間）

第2条 一般仕様書第2条に規定する委託業務時間は次のとおりとする。

（1） 焼却施設の稼働時間

① 月曜日から金曜日（祝日を含む。） 8時00分から16時45分まで

（2） 年末年始の焼却施設の稼働時間について

発注者が指示する年末年始の特別収集日にあわせて焼却施設を稼働すること。

（公害防止基準）

第3条 一般仕様書第4条第1項に規定する公害防止基準は、別紙2のとおりとする。

（資格者の配置）

第4条 一般仕様書第6条に規定する資格者は、次の各号に掲げるものとする。

（1） クレーン取扱業務等特別教育修了者

（2） ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

（3） その他業務の履行上必要のある法定資格者

2 前項に掲げる各資格については、複合資格者を認める。

（総括責任者の条件）

第5条 一般仕様書第8条に規定する総括責任者は、官公庁又は一部事務組合からの委託を元請受託したごみ焼却施設、水処理施設等のプラント施設において、3年以上の実務経験を有する者でなければならない。

（技術員の条件）

第6条 一般仕様書第8条に規定する技術員は、ごみ処理施設の運転・監視・保守点検等に必要な技術力及び判断力を有する者でなければならない。

（業務従事者に対する措置要求）

第7条 発注者は、業務従事者が委託業務に不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由と対処について、書面による報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、その日から起算して10日以内に発注者に報告しなければならない。

（業務従事者の交替）

第８条　前条又は一般仕様書第１３条第３項の規定により、受注者が業務従事者を交替するときは、原則として交替の1週間前までに一般仕様書に定める業務従事者名簿、資格取得者名簿（資格の取得を証明する書類等の写しを添付したもの）、及び経歴書を提出し、発注者の承認を受けること。なお、業務従事者の交替によって業務に支障のないよう、受注者の責任で十分な教育訓練を行うこと。

２ 前項に定める発注者の承認後に、受注者はすみやかに一般仕様書第１３条に規定する選任届出書を提出すること。

第2章　業務の内容

（委託業務の内容）

第9条　委託業務の内容は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

（1）設備の運転管理
（2）設備の巡視及び保守点検（簡易な修繕を含む。）
（3）施設内の保安、防火、清掃、環境整備
（4）業務日誌、点検記録簿等の記録及び報告
（5）施設及び設備の点検、簡易な修繕及び報告
（6）地震、火災、台風重大事故等の緊急事態時における人員確保と配置
（7）発注者が支給又は貸与する物件の管理
（8）前各号に関連する業務

2 委託業務は、適切な応援体制をとるなどして、業務に必要な人数を確保して行うこと。

3 発注者から施設の停止等の連絡があった場合、受注者はすみやかにその体制をとること。

（委託業務計画書）

第10条　一般仕様書第15条に規定する委託業務計画書の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）委託業務の実施に関する基本方針
（2）前条の各業務の実施に関する方針
（3）保守点検項目一覧表
（4）業務従事者の勤務計画表
（5）委託業務における受注者の関連部署担当者の氏名及び連絡先の一覧表
（6）その他必要とする事項

（運転の条件）

第11条　焼却炉の運転の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）ごみクレーンは、効率的な燃焼管理となるように操作すること。
（2）炉内温度は850℃以上950℃以下とすること。

2 焼却炉運転中の巡視点検

（1）受注者は、第2条第1号①に掲げる勤務においては1回以上の巡視点検を行い、発注者の定める日常巡視点検記録簿に記録すること。
（2）前号の巡視点検は、目視、聴覚、臭覚、触手により、設備の故障、異常又は不具合の早期発見に努めること。

3 受注者は、第1項のクレーン運転と焼却炉の運転管理、及び前項の巡視点検を適切に行うことが可能な運転人員体制を確保すること。

（保守点検）

第12条　一般仕様書第17条に規定する保守点検は、別紙3のとおりとする。

（修繕報告書の提出）

第１３条　一般仕様書第１８条に規定する報告には、次の各号に掲げる内容を記載すること。なお、故障、異常又は不具合を発見して修繕しなかった場合についても、報告書を提出すること。

（１）故障、異常又は不具合の発生箇所
（２）発見した時間
（３）発見者
（４）故障、異常又は不具合の状況（設備の破損を伴う故障等の場合は、写真等で記録しておくこと。）
（５）処置した内容（一般仕様書第１８条による発注者への連絡内容を含む。修繕等を行わなかった場合は、その理由も記載すること。）
（６）処置後の経過
（７）その他必要な事項

（施設の停止期間中の業務）

第１４条　受注者は、定期補修工事等で焼却施設を停止している期間の主な委託業務は、以下のとおりとする。なお、業務引継ぎ等により連絡が必要な場合は、一般仕様書第２３条に規定するとおりとし、引継ぎ時間帯等は協議して決定する。

① 中央制御室における監視及び警報への対応（外部連絡を含む。）
② 設備の巡視及び保守点検（簡易修繕を含む。）
③ 施設内の保安、防火
④ 清掃点検作業
⑤ その他協議による業務

（保安）

第１５条　受注者は、施設における火災、盗難、破壊及び侵入者の防止に努めなければならない。また、敷地内の他施設で火災等が発生した場合、運転管理等業務に支障の無い範囲で消火活動等に協力すること。

（清掃等）

第１６条　受注者は、施設内の清掃、用具等の整理整頓によって、安全で清潔な施設環境の維持に努めるとともに、施設周辺の美化に配慮しなければならない。

別紙１（第１条関係）

◇施設及び設備の概要

施設名称	明日香村クリーンセンター
公称能力	6t／日 × 1 基 （6t／8h × 1 基）
焼却炉形式	間欠運転式焼却炉（ストーカー式燃焼装置）
排水処理形式	クローズドシステム（無放流方式）
有害ガス処理形式	消石灰＋活性炭吹込み
建築構造	鉄筋コンクリート造、地上4階
敷地面積	5,799.94 ㎡

主要設備

【受入供給設備】ピット＆クレーン方式

①	ごみ投入扉	1基
②	可燃性せん断機及び専用投入扉	1基
③	ごみピット	１７１㎥
④	ごみクレーン（半自動式）	1基
⑤	その他付帯設備	1式

【燃焼設備】ストーカー燃焼方式

①	燃焼制御装置	1式
②	助燃バーナー	1基
③	再燃バーナー	1基
④	その他付帯設備	1式

【燃焼ガス冷却設備】水噴射方式

①	水噴射装置	1式
②	ガス減温用熱交換器	1基
③	ガス減温用送風機	1基
④	その他付帯設備装置	1式

【排ガス処理設備】有害ガス除去方式

①	バグフィルター	1基
②	消石灰＋活性炭吹込み装置	1基
③	その他付帯設備	1式

【通風設備】平衡通風方式

①	押込通風機	1基

② 誘引通風機 1基

③ 空気予熱器 1基

④ 煙突（30m） 1基

⑤ その他付帯設備 1式

【焼却灰搬出設備】湿式方式

① 焼却灰搬出装置 1基

② 焼却灰バンカ方式 1基

③ その他付帯設備 1式

【飛灰処理設備】キレート処理

① 集じん装置ダストコンベヤ 2基

② 集じん灰ホッパ 1基

③ 定量供給装置 1基

④ 混練機 1基

⑤ 養生コンベヤ 1基

⑥ 固化バンカ方式 1基

⑦ その他付帯設備 1式

【プラント排水処理設備】薬品処理

① プラント排水処理装置 1基

② その他付帯設備 1式

【ごみ汚水処理設備】

① ごみピット汚水処理装置 1基

② その他付帯設備 1式

【電気・計装設備】

① 受変電設備及び操作盤 1式

② 計装空気圧縮機 2基

③ その他付帯設備 1式

【その他】

① 飲料水揚水設備 1式

② 温水熱交換器 1式

別紙２（第３条関係）

◇施設の公害防止基準値

１．排ガス

次に掲げる基準値を遵守すること。

項　目	基準値
ばいじん	0.05g／Nm³以下（$O_2$12%換算値）
一酸化炭素	30ppm以下（$O_2$12%換算値）・4時間平均値
塩化水素	150ppm以下（$O_2$12%換算値）
硫黄酸化物	K値　17.5以下
窒素酸化物	250ppm以下
ダイオキシン類	0.1ng -TEQ／Nm³以下（$O_2$12%換算値）

２．騒音（敷地境界線上にて）

次に掲げる基準値を遵守すること。

時間帯	基準値（敷地境界線上）
昼　間（午前　8 時～午後　6 時）	50dB 以下
朝・昼（午前　6 時～午前　8 時）	45dB 以下
朝・昼（午後　6 時～午後 10 時）	45dB 以下
夜　間（午後 10 時～翌日の午前 6 時）	40dB 以下

３．振動（敷地境界線上にて）

次に掲げる基準値を遵守すること。

時間帯	基準値
昼　間（午前　8 時～午後　7 時）	60dB 以下
夜　間（午後　7 時～翌日の午前　8 時）	55dB 以下

４．悪臭（敷地境界線上にて）

次に掲げる基準値を遵守すること。

項　目	基準値
アンモニア	1ppm以下
メチルメルカプタン	0.002ppm以下
硫化水素	0.02ppm以下
硫化メチル	0.01ppm以下

二硫化メチル	0.009ppm以下
トリメチルアミン	0.005ppm以下
アセトアルデヒド	0.05ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm以下
イソブタノール	0.9ppm以下
酢酸エチル	3ppm以下
メチルイソブチルケトン	1ppm以下
トルエン	10ppm以下
スチレン	0.4ppm以下
キシレン	1ppm以下
プロピオン酸	0.03ppm以下
ノルマル酪酸	0.001ppm以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm以下
イソ吉草酸	0.001ppm以下
臭気濃度	10ppm以下

5．焼却残渣等（ばいじん、焼却灰、残渣、汚泥等）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準に適合し、次に掲げる基準値を遵守すること。

項　目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0．005mg／L　以下
カドミウム又はその化合物	※0．1（0．3）mg／L　以下
鉛又はその化合物	0．3mg／L　以下
六価クロム化合物	※0．5（1．5）mg／L　以下
砒素又はその化合物	0．3mg／L　以下
セレン又はその化合物	0．3mg／L　以下
有機燐化合物	1mg／L　以下
シアン化合物	1mg／L　以下

PCB	0．003mg／L 以下
トリクロロエチレン	0．3mg／L 以下
テトラクロロエチレン	0．1mg／L 以下
ジクロロメタン	0．2mg／L 以下
四塩化炭素	0．02mg／L 以下
1，2－ジクロロエタン	0．2mg／L 以下
1，1－ジクロロエチレン	0．04mg／L 以下
シス－1，2－ジクロロエチレン	0．4mg／L 以下
1，1，1－トリクロロエタン	3mg／L 以下
1，1，2－トリクロロエタン	0．06mg／L 以下
1，3－ジクロロプロペン	0．02mg／L 以下
チウラム	0．06mg／L 以下
シマジン	0．03mg／L 以下
チオベンカルブ	0．2mg／L 以下
ベンゼン	0．1mg／L 以下
1，4－ジオキサン	0．5mg／L 以下
ダイオキシン類（※1）	3ng-TEQ／DRYg 以下

※ばいじん処理物（一般廃棄物）の判定基準については「カドミウム又はその化合物」は0．3mg／L以下、「六価クロム化合物」は1．5mg／L以下です。

（※1） 集じん機によって集められたばいじん等については、薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法処分を行う限り、上記の基準を適用しない。

別紙３（第１４条関係）

◇保守点検の詳細

（１） 日常の巡視及び点検（各設備に共通する事項）

① ごみ及びダストの詰まり等の有無の確認

② 異常な音・振動・臭気の有無の確認

③ 各部の温度・圧力の確認

④ 冷却水及び潤滑油の量、温度、汚れ等の確認

⑤ 設備及び配管からの油・蒸気・ガスその他の漏洩の確認

⑥ ベルト、チェーン及びコンベア類の張りの確認

⑦ 各計器の指示、作動の確認

⑧ ボルト・ナット類の不良、ゆるみの確認

⑨ 各部の変形の有無の確認

⑩ 各槽のレベル等の確認

⑪ 警報等の表示ランプの点灯の確認

⑫ チャート紙、ペン等の作動確認及び補充・交換

⑬ 配管類の腐食の確認

⑭ 制御室での計器、モニター等による点検及び監視

（２） 日常の整備（各設備に共通する事項）

① ごみ及びダストの詰まり等の除去

② 駆動部、オイルタンク、軸受等への注油及び油脂類の補給・交換

③ 油・蒸気・ガスその他の漏洩箇所の増し締め、又はパッキン、シール等の交換

④ ベルト、チェーン等の調整及び交換

⑤ コンベア類の張りの調整

⑥ リミットスイッチの調整及び交換

⑦ 冷却水量等の調整

⑧ 必要個所のドレン抜き

⑨ ボルト・ナット類の交換又は増し締め

⑩ 圧力、温度、pH計等の調整、整備

⑪ さび落とし、塗装

⑫ チャート紙、ペン、表示ランプ類の交換・補充

⑬ 電球の交換（高所作業車等を必要とするものを除く。）

⑭ 薬品類の補充

⑮ 設備及びその周辺の清掃

⑯ フィルター、ストレーナー、ノズル類の清掃及び交換